

京都市訓令甲第 11 号

交 通 局

上 下 水 道 局

京都市交通局長，上下水道局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市長 門 川 大 作

第4条第1項表以外の部分中「別表第1局長及び担当局長（環境政策局事業ごみ減量担当局長，文化市民局スポーツ担当局長，保健福祉局介護・医療企画担当局長，都市計画局土木技術担当局長及び建築技術担当局長並びに建設局土木技術担当局長を除く。）の項」を「別表第1局長及び担当局長（文化市民局スポーツ担当局長，保健福祉局介護・医療担当局長，都市計画局土木技術担当局長及び建築技術担当局長並びに建設局土木技術担当局長を除く。）の項」に改め，同項の表中「環境政策局事業ごみ減量担当局長，」を削り，「保健福祉局介護・医療企画担当局長」を「保健福祉局介護・医療担当局長」に改める。

附 則

この訓令は，平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)